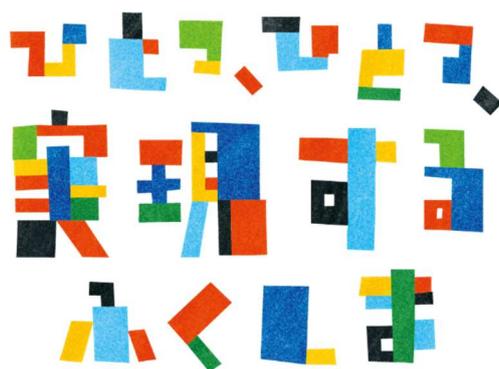


ふくしまの復興・創生に向けた  
緊急要望



令和5年11月7日

福島県

## 目 次

1	中長期的対応が必要な復興の更なる加速化	1
2	避難地域の復興実現	2
3	避難者等の生活再建等	3
4	風評払拭・風化防止対策の強化	4
5	福島イノベーション・コースト構想の推進等	5
6	原子力発電所の廃炉に伴う対応	7
7	復興を支えるインフラ等の環境整備	9

東日本大震災から12年7か月が経過し、当県の復興は着実に歩みを進めているものの、復興のステージが進むにつれて顕在化する新たな課題のほか、福島県沖地震や令和5年台風第13号、原油価格・物価高騰など、幾重もの困難にも対応しながら、あらゆる挑戦を粘り強く続けていく必要があります。

国においても以下7項目を始め、当県の復興・創生に引き続き総力を挙げて取り組んでいただくよう要望します。

## 1 中長期的対応が必要な復興の更なる加速化

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

### (1) 復興実現のための総合的な施策の推進

原子力災害からの復興・再生に向けて、当県特有の深刻化・複雑化する課題等に対して、現場の実情に応じてきめ細かく対応し、当県の復興に国が前面に立ち最後まで責任を持って取り組むこと。

また、福島の復興は今後も長く厳しい戦いが続くことから、第2期復興・創生期間以降も中長期にわたる取組が不可欠である。

このため、まずは第2期復興・創生期間中において、令和2年7月の復興財源フレーム決定後、避難地域への移住等の促進や福島国際研究教育機構（F-R-E-I）の設立、特定復興再生拠点区域・特定帰還居住区域の整備などの新たな取組に係る経費が生じていることを踏まえ、必要な事業執行に支障が生じないように、「『第2期復興・創生期間』」以降における東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、財源フレームの見直しを行うこと。

その上で、第2期復興・創生期間後においても、切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けるため、令和5年度税制改正大綱において「息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保する」とされたことを遵守し、十分な財源と枠組み、復興を支える制度をしっかりと確保すること。

### (2) 震災復興特別交付税措置の継続

令和6年度以降においても、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分や震災対応のための職員採用等に係る人件費等に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

### (3) 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

福島県沖地震や令和5年台風第13号に伴う大雨災害からの早期復旧、自然災害に備えた防災力の強化や社会保障の充実、さらには、原油価格・物価高騰対策など、広範かつ多額な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、安定的な財政基盤が重要であることから、国庫負担はもとより、地方一般財源総額を確実に確保し充実させること。

## 2 避難地域の復興実現

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の医療・介護・福祉、子育て、魅力ある教育、交通、住まい、買い物、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策、情報通信等の生活環境整備や、商業施設の運営支援、物流機能の回復、営農再開の加速化、産業・生業の再生、新産業の創出、移住の促進、交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生等を更に進めていく必要がある。

そのため、原子力災害における国の責務として、中長期的な財源を確実に確保し、被災自治体への人的支援を継続するとともに、様々な機会において地元の意見を丁寧に聴きながら、新たな課題にしっかりと対応し、福島12市町村の将来像の具現化に向けた取組を支援すること。

特に、福島再生加速化交付金については、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、長期的かつ十分な予算を確保すること。

あわせて、避難地域の医療提供体制の再構築に向けては、双葉地域における中核的病院の整備が不可欠であることから、必要な予算を長期的かつ十分に確保すること。

加えて、雇用機会の創出や設備投資の促進に寄与する復興特区税制について、令和5年度末が適用期限となっているが、復興を加速するためには、地域の実情に応じた産業集積が必要であることから、地元の意見を踏まえて期間を延長すること。

また、帰還困難区域の復興・再生については、帰還意向のある住民への支援強化やそれぞれの地域の実情に応じた特定復興再生拠点区域の整備に取り組むことができるよう支援するとともに、特定帰還居住区域の早期の避難指示解除に向けて、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や、住民の生活が一日も早く再建できるよう地元自治体の意向を考慮しながら、除染はもとより道路・河川等のインフラ整備等に必要な予算を確保すること。さらに、両区域外の残された土地・家屋等の扱いや避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題は、引き続き、地元と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

### 3 避難者等の生活再建等

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、  
経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省】

避難生活の長期化等に伴い各地域の被災者を取り巻く課題は個別化・複雑化しており、避難者を始めとする被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を継続していく必要があることから、相談・見守り、交流機会の提供、心のケア、子どもの健康支援など、様々な施策に取り組む被災者支援総合交付金について、十分な予算を確保すること。

また、旧警戒区域等からの避難者及び原発事故による母子避難者等を対象として、令和6年3月31日まで実施されている高速道路無料措置について、引き続き延長措置を講じること。

さらに、いまだ多くの児童生徒が避難生活を送っていることや、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加等の課題に対し、心のケアや学習指導等きめ細かい支援により、安心して学べる教育環境づくりに取り組むため、教職員の加配やスクールカウンセラー配置、就学支援等を継続すること。

加えて、中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償について、混乱を生じさせることなく円滑に対応するよう、東京電力を指導すること。

#### 4 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

根強く残る風評と年々進む風化の問題は、今後も長期的かつ幅広い取組が必要であり、国内外への正確かつ分かりやすい情報発信、県産品等の流通促進と販路回復、観光誘客の促進、ホープツーリズムの拡充、教育旅行の回復など、県全域を対象とし、国はもとより、県、市町村、各種団体等の取組に必要な予算を十分に確保すること。

また、ALPS処理水の取扱いも含め、廃炉と汚染水・処理水対策は、長期間にわたる取組が必要であり、福島県だけではなく、日本全体の問題であることから、国が前面に立ち、関係省庁がしっかりと連携し、自らが示した行動計画に基づき政府一丸となって万全な対策を徹底的に講じ、最後まで全責任を全うすること。

あわせて、新たな風評への懸念や生業継続への不安など様々な意見が示されているほか、一部の国における輸入規制の強化などの影響が生じていることから、農林水産業はもとより、観光業を始めとした幅広い業種に対する、万全な風評対策に責任を持って取り組むとともに、対策の実施状況や効果を確認し、支援内容の見直しや必要な追加対策を柔軟に講じること。

さらに、農林水産業については、放射性物質検査及び生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査の結果や情勢の変化に応じた「福島ならではの」ブランド力の確立、原子力災害により立ち後れた産地評価を回復するための取組に必要な予算を確保すること。

特に、水産業については、安心して生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう万全な風評対策はもとより、生産から流通、消費に至る全体を捉えた総合的かつ強力な対策を継続するとともに、生産回復が大きく立ち後れている現状を踏まえ、長期的な財源を十分に確保すること。

加えて、諸外国への輸入規制撤廃に向けた更なる働き掛け、食の安全確保や放射線に関する理解の増進など、国主催の各種会議や2025年大阪・関西万博等のあらゆる機会を活用し、国を挙げて風評払拭及び風化防止対策に取り組むこと。

こうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が責任を持って対応すること。

## 5 福島イノベーション・コースト構想の推進等

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、  
国土交通省、環境省】

### (1) 福島イノベーション・コースト構想の推進のための支援

浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指す国家プロジェクトである本構想を推進するため、各プロジェクトの創出促進、起業・創業、企業誘致、重点6分野に係る実用化開発などを通じた産業集積を図るとともに、本構想を牽引するトップリーダーや専門人材の育成、大学等の知を活用した教育研究活動等を通じた人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、福島ロボットテストフィールドや東日本大震災・原子力災害伝承館等の各拠点の管理・運営に十分な財源を確保するなどの必要な支援を行うこと。

また、本構想の推進主体である（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構が、継続的かつ効果的な取組を実施できるよう、体制の強化や十分な財源の確保等の必要な支援を行うこと。

### (2) 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進

F－R E Iの機能を最大限に発揮させるとともに、施設整備を円滑かつ確実に実施できるよう、政府を挙げて、中長期的な枠組みにより必要な予算を別枠で確保すること。

また、施設整備については地元と連携の上、可能な限りの前倒しに努めること。

さらに、毎事業年度終了後、適切にF－R E Iの取組の評価を行うとともに、復興庁の総合調整機能の下、省庁の縦割りを排し、関係省庁が連携して、F－R E Iが地域に根差し、県内の市町村、大学、研究機関、企業、教育機関等との連携を図りながら、長期・安定的に運営できるよう、総合的かつ安定的な支援を行うこと。

### **(3) 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現**

再生可能エネルギーの更なる導入拡大や関連産業の集積、国立研究開発法人産業技術総合研究所を核としたふくしま発技術の実用化開発等への支援、水素の社会実装の取組について、必要な予算を確保するとともに、関係省庁が継続的に支援策を講じること。

特に、水素先進県の実現に向けて、世界有数の水素イノベーション拠点である福島水素エネルギー研究フィールドの持続可能な運営、水素ステーションの整備促進、FCモビリティの導入拡大、水素関連人材の育成並びに関連産業の育成及び集積を支援するとともに、福島発の取組等を国内外へ発信すること。

### **(4) 企業誘致の促進**

東日本大震災や原子力災害により、甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興を図るためには企業誘致の促進による産業集積及び働く場の確保が重要であることから、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については、令和6年度以降も制度継続と十分な予算の確保を図るとともに、市町村の意見や地域の実情を踏まえた制度運用を行うこと。

## 6 原子力発電所の廃炉に伴う対応

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、  
原子力規制委員会、原子力規制庁】

### (1) ALPS 処理水の処分に係る安全確保等

ALPS 処理水の海洋放出は長期間にわたる取組であり、今後も想定外の事態があってはならないことから、浄化処理について、その過程の透明性を確保した上で、確実に実施するとともに、地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、希釈放出設備の安全性の向上やトラブルの未然防止に努めることに加え、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止すること。

さらに、トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果や希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、IAEA等の国際機関と連携し、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

加えて、処理水の元となる汚染水発生量の更なる低減が重要であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、更なる低減に向けて、様々な知見や手法を活用し原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むとともに、国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るなど柔軟に対応すること。

## (2) 原子力発電所の安全確保等

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が、県民や国民の理解の下、中長期ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進められることは当県復興の大前提であり、今後行われる燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることができないことから、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。

特に、1号機におけるペDESTALの損傷については、引き続き、耐震性・健全性の評価を進めるとともに、様々なリスクを想定し、必要な対策を講じることに加え、県民目線に立った分かりやすい情報発信を行い、県民の不安解消に努めるよう、東京電力を繰り返し適切に指導・監督すること。

また、中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない福島第一原子力発電所の使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物について、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。

さらに、東京電力福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力に対する指導・監督などに国として万全を期すとともに、使用済燃料の処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。

## 7 復興を支えるインフラ等の環境整備

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

当県の復興を支えるインフラ等の環境整備を一層加速するため、復興係数など、関連する特例措置の継続はもとより、小名浜道路を始めとするふくしま復興再生道路や避難地域の道路の整備など、復興事業が完了するまでの必要な予算を確保するとともに、常磐自動車道及び磐越自動車道の全線4車線化、直轄国道や会津縦貫道等の広域的な地域連携を促進する道路ネットワークの構築や（仮称）小高スマートICの整備に確実に取り組むほか、小名浜港について、国際物流ターミナル整備等の事業やカーボンニュートラルに向けた取組を更に推進すること。

また、流域治水の推進のため、水災害への集中的な対策として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の促進を図るとともに、プロジェクトに関連する県及び市町村の道路、河川事業に必要な予算の確保など十分な支援を行うこと。

特に、阿武隈川上流遊水地群の整備に当たっては、阿武隈川流域の住民への理解醸成に向けた取組を推進すること。

あわせて、当県が集中的に進める河川改修等の「福島県緊急水災害対策プロジェクト」やハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるために流域全体で取り組む「流域治水プロジェクト」に必要な予算を確保すること。

さらに、当県は、東日本大震災以降も度重なる自然災害により甚大な被害を受けており、予防保全に向けた老朽化対策の加速化を含め「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、地域の安全・安心の確保のため、引き続き、国土強靱化対策が必要であることから、実施期間である令和7年度までの5か年総額で十分な財源を確保するとともに、実施期間後も、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化中期計画を早期に策定し、必要な事業規模を確保すること。

加えて、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園については、その機能を最大限に発揮するために整備する情報発信施設等も含め、全面的な財政支援を講じること。